

【資料 3】

表 1. 退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	万円	万円		万円	万円
2年以下	80	180	26年	1,220	1,320
3年	120	220	27年	1,290	1,390
4年	160	260	28年	1,360	1,460
5年	200	300	29年	1,430	1,530
6年	240	340	30年	1,500	1,600
7年	280	380	31年	1,570	1,670
8年	320	420	32年	1,640	1,740
9年	360	460	33年	1,710	1,810
10年	400	500	34年	1,780	1,880
11年	440	540	35年	1,850	1,950
12年	480	580	36年	1,920	2,020
13年	520	620	37年	1,990	2,090
14年	560	660	38年	2,060	2,160
15年	600	700	39年	2,130	2,230
16年	640	740	40年	2,200	2,300
17年	680	780	41年以上	2,200万円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに70万円を加 算した額	2,300万円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに70万円を加 算した額
18年	720	820			
19年	760	860			
20年	800	900			
21年	870	970			
22年	940	1,040			
23年	1,010	1,110			
24年	1,080	1,180			
25年	1,150	1,250			

注1 勤続年数（組合専従休職以外の休職・育児休業等の期間は除算しない）に1年未満の端数がある場合、1年として計算する。

2 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合をいう。（所得税法第30条第4項第3号）

3 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職をいう。

表 2. 退職所得の源泉徴収税額の速算表(平成27年1月1日以降)

課税退職所得金額 (A)	税 額
195万円以下	$(A) \times 5\%$ × 102.1%
195万円超 330万円以下	$(A) \times 10\% - 97,500 \text{円}$ × 102.1%
330万円超 695万円以下	$(A) \times 20\% - 427,500 \text{円}$ × 102.1%
695万円超 900万円以下	$(A) \times 23\% - 636,000 \text{円}$ × 102.1%
900万円超 1,800万円以下	$(A) \times 33\% - 1,536,000 \text{円}$ × 102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	$(A) \times 40\% - 2,796,000 \text{円}$ × 102.1%
4,000万円超	$(A) \times 45\% - 4,796,000 \text{円}$ × 102.1%

【参考】

退職所得の税額の求め方

$$(\text{退職手当の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{課税退職所得金額 (A)}$$

表1の退職所得控除額の表により求める。

税 額

1,000円未満の端数は切り捨てる。

表2の退職所得の源泉徴収税額の速算表により求める。